

日テレ通り地区計画に関する陳情に対する委員会集約

- ①区民からの陳情審査において地区計画で高さのルールをもつエリアに、それを超える提案が地権者からされた場合の合意形成及び公平公正な手続きのあり方について議論が集中した。
- ②都市計画案に対する地域合意が不十分であり、事業の公共性を確認しながら今後地域を二分することがないように合意形成を図っていける協議の場を検討すること。
- ③千代田区がこれを推進する場合、世論の支持と公益性、経済のバランスについて説明責任が生じる。議会は、この開発の是非について結論、見解を出す立場にはない。このようなケースにおける地区計画制度の変更の手続きは、区長の諮問機関である専門性を有する都市計画審議会において、慎重かつ丁寧な審議を行い特定行政庁としての責任を果たさなければならない。

千代田区は行政庁としての責任者であり、まちづくりの総合調整者としての役割を果たすべきであることを指摘し、執行機関に申し入れる。